

## 熊本県官民協働海外留学支援事業支援金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県官民協働海外留学支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、実施要綱第2条第1号に規定する派遣留学生の奨学金等の給付に要する経費に対し、予算の範囲内において在籍大学等に支援金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び実施要綱に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(第二種奨学金の家計基準を満たすものとみなす場合)

第2条 実施要綱第3条第2項の別に定める要件を満たす場合とは、同条第1項第4号の家計基準を超える場合であって、支援予定人数の1割程度（1名）の人数を採用するときをいう。

(対象経費)

第3条 支援金の交付の対象経費は、派遣留学生に対する奨学金等の給付に要する経費とする。

(奨学金等の給付に関する経費及び奨学金等の額)

第4条 第3条に定める奨学金等の給付に要する経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 奨学金
- (2) 留学準備金
  - ① 事前・事後研修参加費
  - ② 往復渡航費

(3) 授業料

2 奨学金等の額は、別表のとおりとする。

(奨学金等の支給方法)

第5条 在籍大学等の長は、奨学金等を次に掲げる方法により派遣留学生に支給する。

(1) 奨学金

派遣留学生の大学等での在籍確認をした上で、別表に定める月額を一月ごとに支給する。

(2) 留学準備金

事前・事後研修参加費は県外に居住している派遣留学生を対象として、当該派遣留学生が各研修に参加したことを確認した上で、研修会ごとに支給する。また、往復渡航費は、原則として留学開始前に支給する。

(3) 授業料

原則として留学開始前に支給する。

2 大学等の長は、派遣留学生の奨学金等を支給した際には、派遣留学生から受領書を徴収し保管するか、又は銀行の振込受領書等を保管するものとする。

(支援金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 派遣留学生計画書(別記第2号様式)

(2) 収支予算書(別記第3号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による支援金の交付決定の通知は、支援金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項に規定する変更事由は、支援金の額又は支援金の経費の配分若しくは内容の変更(軽微な変更を除く。)とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、派遣留学生変更計画書は、別記第6号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による変更の決定通知は、支援金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第7号様式)により、支援金の額に変更を生じない時は変更承認通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(状況報告)

第9条 在籍大学等は、知事の要求があったときは、事業の遂行の状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 派遣留学生実績書(別記第10号様式)

(2) 収支精算書(別記第11号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、支援金の支給の対象となった年度が終了する日とし、その提出部数は1部とする。

(支援金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による支援金の額の確定通知は、支援金交付確定通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

（支援金の請求等）

第12条 規則第16条第1項の請求書は、別記第13号様式によるものとする。

2 支援金の交付を概算払により受けようとするときは、別記第14号様式によるものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第4条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）交付決定を受けた者が虚偽の申請により交付決定を受けたとき。

（2）交付決定を受けた者が事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

（3）申請及び実績報告の内容と事実が異なり、支援金の交付の趣旨を著しく逸脱するとき。

2 知事は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を定めて、交付した支援金全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（証拠書類の保管期間）

第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

（受給証明書の発行）

第15条 在籍大学等の長は、派遣留学生の申請に基づき、別記第15号様式により、知事に代わって奨学金等の受給証明書を発行することができるものとし、その際、必ず控えを取り保管するものとする。

（雑則）

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成28年4月18日から施行する。

2 この要項の施行日前に決定された派遣留学生に係る奨学金等の給付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成29年3月31日から施行する。
- 2 この要項の施行日前に決定された派遣留学生に係る奨学金等の給付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成30年3月29日から施行する。
- 2 この要項の施行日前に決定された派遣留学生に係る奨学金等の給付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 この要項の施行日前に決定された派遣留学生に係る奨学金等の給付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行日前に決定された派遣留学生に係る奨学金等の給付については、なお従前の例による。

(別表)

(1) 奨学金

派遣留学生の留学期間中の生活費・活動費支援金

ただし、日本学生支援機構第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生については、留学先地域に関わらず一律月額 60,000 円とする。

月額	留学先機関が存する地域名・都市名
160,000 円	北米、シンガポール、欧州（以下の除外国を除く）、中近東 (除外国) アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア
120,000 円	アジア（シンガポールを除く）、大洋州、中南米、アフリカ及び上記除外国

※留学開始月、留学終了月又は支給期間中に留学先を離れ、一月の留学日数が 15 日未満になる場合は、当該月の奨学金を支給しないものとする。一月のうちに留学先地域の地区が複数にまたがる場合は、当該月のうちより多くの日数を留学する地区の月額を支給するものとする。この場合において、複数の地区の留学日数が同じであるときは、より高い地区の月額を支給する。

(2) 留学準備金

①事前・事後研修参加費（県外居住の派遣留学生を対象）

事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

※熊本県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年熊本県条例第 31 号)及び熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和 32 年熊本県規則第 52 号)により算出した旅費相当額を支給する。

②往復渡航費

留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部（定額）

地 区	金 額
アジア地域	100,000 円
上記以外の地域	200,000 円

※他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、支給の対象外とする。

### (3) 授業料

留学先における実践期間中の授業料相当額（授業料及び登録料の合計額（授業料等が一部免除されているときは当該免除額を差し引いた額））。

ただし、上限を 300,000 円とし、宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費及び留学斡旋業者手数料等は除く。

※次のいずれかに該当する場合は支給しない。

ア 学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は授業料全額免除となっている場合

イ 授業料・登録料が明確に区分できない場合

別記第1号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

〒  
住所

申請者

大学等名及び代表者名

熊本県官民協働海外留学支援事業支援金交付申請書

下記のとおり熊本県官民協働海外留学支援事業を実施したいので、熊本県官民協働海外留学支援事業支援金 金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県官民協働海外留学支援事業支援金交付要項第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 添付書類

- (1) 派遣留学生計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

別記第2号様式（第6条関係）

派遣留学生計画書

1 派遣留学生の留学等の概要（氏名、留学期間、留学先地域・機関等）

2 派遣留学生の留学内容等及び経費の内訳

留学内容等	県支援金所要額	留学等に要する経費	経費の内訳

3 派遣留学生支援開始・完了予定年月日

年 月 日開始予定  
年 月 日完了予定



別記第3号様式（第6条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額
県支援金	
その他	
計	

2 支出の部 (単位：円)

区 分	予 算 額
留学等に要 する経費	
内 訳	

別記第4号様式（第7条関係）

年 号  
年 月 日

様

熊本県知事

印

熊本県官民協働海外留学支援事業支援金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました熊本県官民協働海外留学支援事業支援金については、熊本県補助金等交付規則第5条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定しましたので、熊本県官民協働海外留学支援事業支援金交付要項第7条の規定により通知します。

記

（支援金交付の条件）

- 1 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けてください。
- 2 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けてください。
- 3 熊本県補助金等交付規則及び熊本県官民協働海外留学支援事業支援金交付要項の規定を遵守してください。

別記第5号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事

様

〒  
住所

申請者

大学等名及び代表者名

熊本県官民協働海外留学支援事業支援金変更申請書

年 月 日付け 第 号で支援金交付決定通知のあった熊本県官民協働海外留学支援事業支援金について、下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県官民協働海外留学支援事業支援金交付要項第8条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 支援金交付申請額 金 円  
（うち前回までの支援金額 金 円）

2 計画変更の理由

3 添付書類

- (1) 派遣留学生変更計画書（別記第6号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

別記第6号様式（第8条関係）

派遣留学生変更計画書

1 派遣留学生の留学等の概要（氏名、留学期間、留学先地域・機関等）

2 派遣留学生の留学内容及び経費の内訳

区分	留学内容等	県支援金 所要額	留学等に要 する経費	経費の内訳
変更前				
変更後				

3 派遣留学生支援開始・完了予定年月日

年 月 日開始予定

年 月 日完了予定

別記第7号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

印

熊本県官民協働海外留学支援事業支援金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました熊本県官民協働海外留学支援事業支援金の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、下記の条件を付けて熊本県官民協働海外留学支援事業支援金 円（前回までの交付決定額金 円）に変更することに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

（支援金交付の条件）

- 1 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けてください。
- 2 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けてください。
- 3 熊本県補助金等交付規則及び熊本県官民協働海外留学支援事業支援金交付要項の規定を遵守してください。

別記第8号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

印

熊本県官民協働海外留学支援事業支援金計画変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました熊本県官民協働  
海外留学支援事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規  
定により承認しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定に  
より通知します。

別記第9号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

〒  
住所

大学等名及び代表者名

熊本県官民協働海外留学支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき、熊本県官民協働海外留学支援事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県官民協働海外留学支援事業支援金交付要項第10条第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

（添付書類）

- 1 派遣留学生実績書（別記第10号様式）
- 2 収支精算書（別記第11号様式）
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記第10号様式（第10条関係）

派遣留学生実績書

1 派遣留学生実績の概要（氏名、留学期間、留学先地域・機関等）

2 派遣留学生の留学等実績

留学等の内容	県支援金額	留学等に要した経費	経費の内訳

3 派遣留学生支援開始・完了年月日

年 月 日開始

年 月 日完了



別記第11号様式（第10条関係）

収 支 精 算 書

1 収入の部 (単位：円)

区分	年度予算額	年度決算額	比 較	
			増	減
県支援金				
その他				
計				

2 支出の部 (単位：円)

区分	年度予算額	年度決算額	比 較	
			増	減
留学等に要 した経費				
内 訳				

別記第12号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

印

熊本県官民協働海外留学支援事業支援金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました熊本県官民協働  
海外留学支援事業支援金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、  
下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第13号様式（第12条関係）

熊本県官民協働海外留学支援事業支援金請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった熊本県官民協働海外留学支援事業支援金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県官民協働海外留学支援事業支援金交付要項第12条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

【口座振替払】

金融機関名	銀行	支店
口座種別	1 普通 2 当座	いずれかに○
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

年 月 日

〒  
住所  
大学等名及び代表者名

熊本県知事 様

別記第14号様式（第12条関係）

熊本県官民協働海外留学支援事業支援金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった熊本県官民協働海外留学支援事業支援金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県官民協働海外留学支援事業支援金交付要項第12条第2項の規定により請求します。

記

請求額 金 円

【口座振替払】

金融機関名	銀行	支店
口座種別	1 普通 2 当座	いずれかに○
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

【概算払を必要とする理由】

年 月 日

〒  
住所  
大学等名及び代表者名

熊本県知事 様

別記第15号様式（第15条関係）

熊本県官民協働海外留学支援事業

## 奨学金受給証明書

下記の者は、熊本県官民協働海外留学支援事業による派遣留学生奨学金の受給者であることを証明する。

記

氏名：

Name

国籍：

Nationality

奨学金は以下の内容で支給される。

The Scholarship is offered as below.

支給期間： 年 月 日から 年 月 日まで

Period of Scholarship From(Year) (Month) (Day) to (Year) (Month) (Day)

奨学金月額： 円

Monthly Scholarship Japanese Yen

年 月 日

(Year) (Month) (Day)

大学等名

University/College

代表者名

President